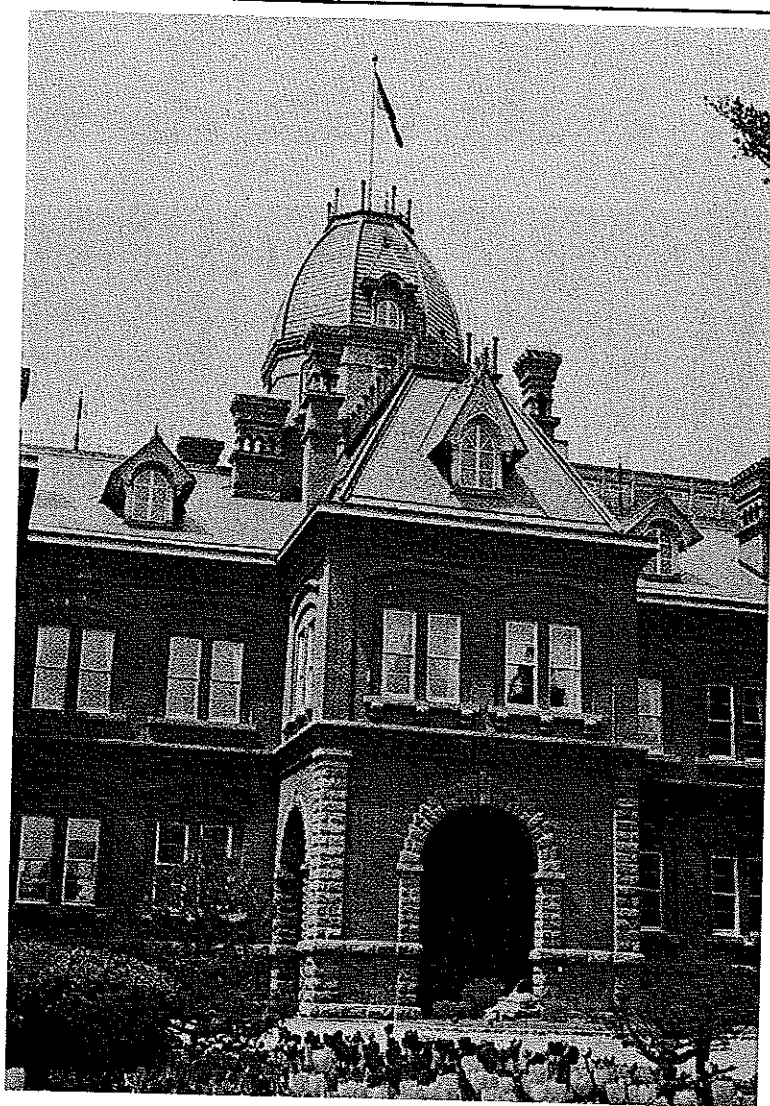


しくて豪快さがなく、それに比して自からの本能と已れから立ち上がろうとする意欲で育ったものは何ものにも、めげない強じんさが



北海道庁旧本庁舎

昭和43年、現在の（屋上にドームの乗った）型に復現された道庁旧本庁舎は、当時創成町と呼ばれていた一帯にあった札幌本庁舎の跡に明治21年完成した。この場所は現在の北3条通りと西6丁目通りが交差する位置にあたり、四方どこからでも見渡せる。その都市計画には今でもおどろきがある。



北海道行政書士会報

発行所
札幌市中央区南1条西5丁目
(愛生館ビル)
北海道行政書士会
T (251) 4073・(251) 4061番
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市白石区菊水西町2丁目
T (811) 7151~4番

支部	金額
室蘭	5
空知	5
釧路	5
札幌	9
役員	9
札幌	1.1
函館	1.1
日高	1

月日	頁
8. 1	ヌ
4	
11	
12	
19	
24	
26	
8	正
29	
24	
7	
19	
"	
"	
21	
"	

第六十六号もくじ

自賠法の適用拡大	2
登録事務の移管	2
業務資料の配布	3
交通事故問題研究会	3
にせ行政書士排除について	3
日行連だより	4
会務報告	7
各部のうごき	8
各支部のうごき	8
随筆	
業務発展についての思考	8
星 亨克	8
故芳賀一三先生を偲んで	8
高田 敏一	8
ながれ	9
佐藤三千三	9
中国の印象	9
橋爪 四郎	9
法令用語の知識(3)	9
会員のうごき	10

ますから感想文をお寄せ下さい。

親族間でも他人

自賠法の適用拡大

過去の支払いも可能に

親が自分の子供をひいて死なせたり、夫や兄弟の運転だけがするなど親族関係にある自動車事故は、これまで原則として保険金が支払われなかったが、運輸省は二十六日、親族間でも「他人」と認めることに自賠法（自動車損害賠償保障法）の査定基準を変更、保険会社に被害者と遺族に対し保険金を支払わせることにした。保険金の請求は二年以内だが、十一月一日から一年以内に請求すれば、過去に支払いを拒否されたり、初めから受け付けられなかった事故についても自賠法施行当時（三十年十二月）にさかのぼって支払われる。ただし、沖縄県については法律が違っていたため復帰後の今年五月十五日以後の事故から適用される。

最高裁判例生かす

査定基準の変更で親族間事故に支払われるケースは①配偶者の一方が車を運転して他方が被害者②同一生計に属する親子、兄弟姉妹の一方が車を運転して、他方が被害者③の場合、どちらも運転者が車の所有者であることが必要。親が車の所有者でいつも運転しているが、たまたま子供の運転に同乗して被害にあった場合や、夫婦が共同購入した車、ふだんから夫婦が交代で運転しているケースなど、車の使用状況、主な運転者、購入名義、運転免許、運転補助の有無によっては適用を除外することがあるという。

今度の適用拡大は、夫の運転事故で同乗の妻が負傷したケースについて五月三十日、最高裁が保険金支払いを命じた判決がきっかけ。運輸省はこの判例確立に応じて損害保険会社（国内二十社、

外国系二十五社）と保険業務を扱っている全国農業共済連と話し合った結果、判決の趣旨に沿って被害者の救済と被害者（保険会社のトラブル解消）からこの措置をとることに踏み切った。

登録事務の移管

十二月一日より法改正に伴う行政書士登録事務が本会に移管されます。取扱いの細部については来る十一月十二日の理事会、同十三日の支部長会で協議、検討の上決定される予定です。

従来、道の取扱いは道内各支庁で夫々審査、決定しておりましたが、十二月一日以降は本会で審査決定することになります。従って機構の相違から、今後の申請者に不便をかけることも予想され

自賠法三条では「自動車を運行の用に供する者は、他人の生命、身体を害したときは損害を賠償する責任に任ずる」と規定しており、保険会社はこれまで「他人」の表現をタテに、親族間事故には保険金の支払いを拒否、運輸省もこれを認めてきた。

最高裁判決は「車はもっぱら夫が利用し、事故当時も妻は運転補助者ではなく、単なる同乗者にすぎなかったのだから妻は自賠法三条の「他人」に当たる」と断定した。

運輸省ではこの判決をきっかけに保険会社に対し、現在被害者と係争中の三十四件の事故と四十四年以後保険会社が却下または保留している約二千件の事故についても、変更した査定基準に合うものには保険金を支払うよう指示した。

（北海道新聞47・10・27）

業務資料の配布

業務研修部のもとに設置された各専門委員会の研究活動がようやく実りつつあります。その第一集として運輸専門委員会が編集した「運輸」をお贈りいたします。実務資料として活用して下さい。今後七部門の専門委員会からそれぞれこのような実務資料が発行されます。ご期待下さい。従来こうした資料は有償頒布としていましたが今後は予算の許す限り無償で全会員に贈れるように努力してまいりたいと考えています。

業務研修部

行政書士の基礎資料として

「行政書士の業務」（藤山会長編集）
「行政書士の報酬」（藤山会長編集）
をお贈りいたします。藤山会長自ら計画して編集したものです。ベテラン会員の方には、今一度行政書士としての基本を再認識して下さい。新しい会員の方には、行政書士としての基本ルールをよく認識して業務上過誤なきを期して下さい。会員以外には、各関係官庁、各資格業団体（弁護士会、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会）その他必要とところに配布して業域の確立を期する目的と行政書士のP・Rを図ります。

◎参考資料の備付けの主なものは次のとおりです。

北海道例規類集

全十一巻
交通事件 民事 裁判例類纂 全十一巻
食品衛生関係法規集 全二巻
行政書士業務便覧 全二巻
現行実務六法 全三巻
契約書式要覧 全三巻
官報、北海道公報 全三巻
以上本会事務局に備付けてありますので大いに利用して下さい。

企画部

にせ行政書士排除について

目下各支部毎に、「にせ行政書士排除」について強力に要請しています。会員の方は、にせ書士と識別するため、次のことを必ず励行して下さい。
一、会員証章をつけること。

交通事故問題研究会（第二回）

この研究会の出席申込みは、十月二十七日現在で一四三名です。次にこの研究会の意義を高めるため、日程に左記を追加するよう、交渉していただきますのでお知らせいたします。
第一日「自賠法調査事務所より講師を派遣交渉中です。
第二日「弁護士会より講師派遣決定六十分の講義が追加になりました。

希望業務の各支部報告数

(47. 10. 20現在)

支部名	札幌	函館	小樽	空知	旭川	留萌	宗谷
会員数	280	73	47	63	99	15	8
報告数	(46%) 130	(45%) 33	(38%) 18	(49%) 31	(37%) 37	(40%) 6	(25%) 2
未報告数	150	40	29	32	62	9	6
支部名	網走	室蘭	日高	十勝	釧路	根室	
会員数	83	58	14	76	52	11	
報告数	(50%) 42	(34%) 20	(57%) 8	(61%) 47	(34%) 18	(45%) 5	
未報告数	41	38	6	29	34	6	

合計 879名 { 回答者数 397名(45%)
未回答者数 482名

◎照会の回答は必ず出して下さい。

各専門業務のうち、希望する業務の照会を行いました。現在の回答率は次のとおりです。この照会は今後の業務企画に最も重大なことです。忘れられている方は今すぐに回答して下さい。会則第七三条で、会員の応答義務について規程されているとおり、皆さんの意見が回答されなければ、業務全体の進め方に困難があり、合理性を欠く結果となりかねないので、充分協力して下さい。

二、作成書類には必ず「行政書士何某」を忘れず記入して下さい。（書類の余白等差支へのない欄外に）
一般住民の啓蒙宣伝には、ポスターによるP・Rを図るよう準備中です。

日行連だより



日行連より次のように通達報告の知らせがあったので、お知らせします。

- 1 交通事故に係る示談行為の禁止について通達 (昭四七、一〇、一三)日行連発第九二八号
- 2 業務担当役員会打合せ及び研修会の実施報告について (昭四七、一〇、一二)日行連発第一〇四〇号
- 3 自動車登録検査業務について日本自動車販売協会連合会責任者との第二回談合結果報告について (昭四七、一〇、一二)日行連発第一〇四一号

1 交通事故に係る示談行為の禁止について

行政書士の品位の保持並に、弁護士法第72条に抵触する恐れがあるので、再三に亘り注意を喚起してきたところであるが、この度自治省より「交通事故相談所の実態調査の結果、一部行政書士が交通事故に係る示談行為をしている」旨の報告があったので至急善処方の要請もあり、貴会所属会員に対し、下記のことを徹底されるよう指導せられた。

記

- 1 行政書士は交通事故に係る示談の介入をしてはならない。但し、別添自治省よりの照会、回答については行政書士の業務範囲であることを申添へます。

別添

日行連発七六二号
昭和47年3月13日
自治省行政局
行政課長 殿

日本行政書士会連合会
会長 鈴木 金 蔵

問

自動車損害賠償保障法に基づく、保険金並びに損害賠償額の請求書等関係書類の作成と、行政書士の業務範囲について

行政書士は自動車損害賠償保障法第15条、第16条、第17条、第72条等の規定による被保険者、被害者がそれぞれの請求権により、自賠法に定める請求書類の作成方を依頼され報酬を得て、これを作成することは、行政書士法第1条の業務範囲であると考えらるがどうか、ご教示下さい。

自治行第33号
昭和47年5月8日
日本行政書士会
連合会々長 殿
自治省行政書士会
行政書士の業務範囲について (回答)
昭和47年3月13日付日行連発763号で照会のあった標記のことについては、下記のとおり回答します。

答

お見込みのとおり。

別添

(抜萃)

1 報告件名

「野放しとなっている民間の交通事故相談所の実態調査について」

2 報告者

〇〇行政監察局

3 報告内容

(1) いわゆる民間の交通事故相談所 (行政書士、社会保険労務士) あるいは損害保険代理店主の依頼を受け、当事者に代って、損害保険金の代行等の業務を業として行なうもの。

(以下省略)

	行政書士	社会保険労務士	社団法人	保険代理店	計
調査対象数	一五	二	一	一	一九
保険金請求代行のもの	八	二	一	一	一二
業として保険金請求しているもの	四	二	一	一	八
示談行為を業としているもの	二	二	〇	〇	四

4 行政書士の行なっている交通相談所の報酬は、行政書士会で定めている額を超えてはならないが、次のように報酬が適正でないのがみられる。

(以下省略)

懸案の資格業者団体の懇親会開かる!!

本会の提唱によって、弁護士会、司法書士会、税理士会、土地家屋調査士会、社会保険労務士会、行政書士会の六団体の代表者の懇親会を、十月二十八日札幌市ローヤルホテルで開催した。

目的は、お互い (法律、経済、行政) の業務に対する理解と認識を深めて、健全な業界運営を図ることである。

当日この会合を提唱した本会藤山会長の挨拶要旨及び出席者の氏名は次のとおり。

記

藤山会長挨拶要旨

参加の謝意を表し、道内における各種の国家資格者で構成されている業界幹部がこのように一堂に会したのは初めてであります。

自由業種としての私共にとって、流動の激しい社会状況に即応進展するため、この機会を得たことは誠に意義深い。又本会の提案したこの会合を持つことにご快諾いただいたことに主催者として厚くお礼申し上げます。

本日は特別に議題など申し上げるものではありませんが、資格者として極めて社会責任の大きい仕事を法的制約の中で、業としている私共にとりまして、共通する幾多の問題もあろうかと存じますが、このようにして、業界相互のお付き合いをすることによって、お互いの業務に対する理解と認識が深まり、業界の運営に、また会員の指導に大きく役立つものと存じます。この輪が広まり、会員個々にいたるまで友好関係をもって、業務の発展を期して頂きたいものとお願いいたしまして簡単なご挨拶とする旨を述べた。

一、出席者

弁護士会	会長 二宮喜治
司法書士会	副会長 青木 茂
税理士会	副会長 里村 美智夫
土地家屋調査士会	副会長 賀川 福治
社会保険労務士会	副会長 藤田 光治
常任理事	高田 敏一
伊藤 諒	葛西 藤三郎
藤山 利夫	星 享克
榎 波 弥一郎	白坂 武雄

以上の出席者で、ここに第一回の会合でもあり当日は親睦を一義として今後とも更にこうした会合をもつようにする話題が中心となり有意義に終了した。

追 報

2 業務担当役員会打合せ及び研修会の実施結果報告について

(1) 建設業法業務研修及び質疑について

植村業務指導部長が担当して「わかりやすい新建設業法と許可申請書 届出書の書き方(様式の記載例登載) 大成出版社発行」を研修基本書として採用した大要について述べ、全国各単位会においては、都道府県庁担当課の指導を得て研修の実を挙げるよう指導の方針を述べ細部の説明を省略し、各単位会毎の早期研修実施方を要望。府県庁の指導が得られない単位会に対して連合会指導を行うことを附言した。

本項に関する質疑応答のときとした。

(2) 戸籍事務取扱全般及び民法親族・相続に関する研修について

植村業務指導部長が担当して「戸籍届書記載の手引き」「民法親族編・相続編」の大要について述べ行政書士の教養指導に活用するよう単位会の本項研修方を要望した。

(3) 自動車登録検査業務研修及び質疑について

田中義男講師(愛知会役員)が担当して「自動車登録検査関係申請書記載例集(交文社発行)」を研修基本書に採用した理由、取扱いの大要、現下の状況等について述べ詳細に亘る研修は時間がなく地方本部主催、単位会主催の要望にもつき指導する旨を述べた。本項に関する質疑も質疑応答のときとした。

(4) 行政書士の業務確立と、それに対する意見交換及び上記研修内容に対する質疑応答及び回答について

下記の意見、要望、質疑あり、下記のとおり回答する。

意見要望(1)宮城会(羽賀氏)

イ 自動車登録検査事務の研修指導を確立し吾々の業務として完全に吾々の手に取り戻して欲しい。

ロ 運輸省、自販連と早急に談合して善処されたい。

回答
イ については、9の(3)に述べた様に地方本部、単位会主催にて実施すれば連合会にて直接指導する受入態勢をせられたい。

ロ については、自販連と談合中既に2回の談合をなし、更に合理的解決のため着詰め談合継続中、現在の状況は次のとおり。自販連側は、法治国として行政書士法を守ると言う基本姿勢となり、日行連と現時点の諸問題を合理的解決の方向に進めており、早急に談合を重ねその実現を期す考えである。又運輸省等関係機関との交渉も早期に行い(10月中)その実現を期したい。

意見要望(2)三重会(佐野氏)

イ 建設業法業務許可申請等を非行政書士が行っているのを、これを排除する様な対策とPRを行なえ。

ロ 法令のニュースを早くキャッチせよ。

ハ モーター等の取扱業務が風俗営業許可を要する事となった。変転する時代に即応した指導と、その措置を取れ。

回答
イ 現在監察部において、全国よりアンケート調査を行っていて、対応措置を強力に打出す準備をしている。資料の提供等協力を望む。PRについても鋭意検討中であるが単位会独自のPRも前進されたい。

ロ については、業務指導部法規担当委員を強化し対応の措置を取りたい。

ハ については、ご意見のとおりで最善の努力を注ぎたい。

意見要望(3)栃木会(黒木氏)

イ 農地転用関係用紙の統一をなし、にせ行政書士を排除して欲しい。

ロ 近時農協等がこの面に進出している。法の徹底方を計れ。

回答
イ については、各県統一は至難と思うが、関係方面に要望の件を検討したい。

ロ については、ごくまれと思われるが、関係方面に法の徹底化を期すよう要望したい。単位会独自でも農協関係に文書等適当な措置を望む。

意見要望(4)富山会(毛利氏)

イ 農地法関係業務について、にせ行政書士が扱う文書作成提出を、官公署が受付しないよう農林大臣等上級官庁より都道府県庁へ、文書を流す様対処して欲しい。

回答

イ 検討の上善処したい。単位会独自の対処もして欲しい。

意見要望(5)大分会(首藤氏)

イ 職域の明確化を望む。横の連絡の強化、法令の研修を積極にして欲しい。

ロ 類似業者との職域の明確を期せられたい。

回答

イ 職域の明確化は、事案の具体的事例により明確を期しており、一時に全部の明確化を求めても関係省庁より明示される見込みがないので、事案毎明確化を期している。横の連絡は今後更に密接に行いたい。

ロ については、トップ会談等関係方面の連絡協議会をもち明確化と改善に努力したい。

要望(6)宮崎会(某氏)

イ 県の収入証紙の売捌許可を各単位会で受けられるよう努力してほしい。

回答

イ の件は調査して要望に添えるよう検討したい。

意見要望(7)徳島会(近藤氏)

イ にせ行政書士対策上トップ会談(日司連、日調連、日宅連)を行い連名文書を出すよう望む。

ロ 交通事故処理業務の強化を計れ。

回答

イ の件は、その実現に努力したい。

ロ は特に重点を入れて指導しているが、諸般の対策も必要なので早急に自治省、運輸省、大蔵省、総理

府、日弁連損保関係機関等と充分連絡又は交渉を行
業務の確立の為、その対策活動を行っているが更
に速かに鋭意努力を集中すべく対処している。
要望(8)山形会(石川氏)
自治省に職分の明確を望み、仕事の出来る様に
したい。

回答
イの件は、(5)で回答のとおり一括明示方を要求し
たが、事例毎明示との方針につき絶えず善処してゆ
きたい。
意見(9)東京会(青池氏)
公害業務と取り組む。

回答
イの件は、現在調査中資料等十分に集め指導の方針
である。
意見(10)愛媛会(池内氏)
住民から信頼される行政書士たらしめよ。

回答
イ 自賠責業務を病院が取扱っている。日行連より日
医会そして各県医師会に文書を流す等禁止対策を望
む。

回答
イについては、鈴木連合会長の就任以来の大方針で、
その実現に更に努力したい。

ロの件は関係機関と良く連絡をとり善処したい。
監察部の調査等に基づき、病院が治療費受領の委任事
務以外を業として報酬を得て行なう場合は、法違反と
して強力な禁止対策を行う様監察部は活動中である。

意見(11)栃木会(斎藤氏)
イ 一般社会よりアンケート調査を取り、にせ行政書
士行為排除の資料としては如何(農地、保健、会社
設立等)。

回答
イの件は、会員よりのアンケート調査を監察部で現
在取りつつあり、一般よりの調査の件は監察部に
検討事項につき監察部に連絡する。

意見(12)和歌山会(古山氏)
単位会のカラーを生かした指導研修を望む。
日行連に法令研究部を作れ。

回答
イは、各単位会の要望により指定科目指導を行う方
針である。
業務指導部内法規委員により要望に応える様準備
中。

要望(13)栃木会(黒木氏)
イ 戸籍事務手引き書のような、すぐ間に合う手引き
を作って欲しい。

回答
イの件は、出来得る限り要望に応えたい。
意見(14)大阪会(近藤氏)
イ 業務PRをなし国民が利用するようにせよ。

ロ 定期運動、週間運動を検討せよ。
回答
イについては、今後PRに力を注ぎその利用法に努
めたい。

ロはその必要を感じる。充分検討して全国的に実施
の方向に前進させてゆきたい。
意見(15)宮崎会(某氏)
イ 法令研究を行い実力をつけさせよ。

回答
イは(12)回答のとおり解釈等については、官庁或は
学者等と連絡をとり統一見解を示す考えである。

要望(16)新潟会(亀松氏)
イ 法第1条中「報酬を得て」を削除する様、改正
方を望む。

回答
イの件は、森原島取会長より文書で要望あり、自治
省側と改正方の話を進めているが、行政上諸般の問
題点があり、将来の改正方を陳情中であり改正方に
更に努力したい。

意見(17)大阪会(四方氏)

又、現在全国的に、従来の検査登録等に係る行政書
士業務に亘る分野については、報酬を取らないで、無
料の取扱いといた等の附言がなされた。

③ 植村委員より
自販連内における行政書士法問題に違法前向き、且
つ円満解決案の竹内部長に敬意を表する旨を述べ、
次の3点に見解を述べた。

(1) 報酬を取らなければ法違反とならないとの見解は、
事実と業態により判断されるべきで、自動車の販売
に関連して、業務全体、即ち包括的に何等かの報酬
を得るならば、法の違反となる自治省通達を述べ協
力を願う。

(2) センター内、行政書士配置は、独立書士で名義貸
し、或は雇傭関係のない状態を指すものであること。
(3) センター設立に伴う書士配置の場合書士優先配置
の件。

④ 田中委員より
上記の3点について具体的に竹内法務部長見解を問
う。

(1) 無報酬に全体として出来ない状態。
(2) 自治省見解の業としての点。
(3) センター設置の具体的内容と協議機関、行政書士
会との協議の点。

⑤ 青木委員長より
上記3点の煮詰め方の話をなす。

⑥ 竹内法務部長、青木委員長、田中、植村委員等の
協議結果次のとおりである。
イ 包括的に報酬を得る事は法違反となること。
ロ センター設立の場合は、行政書士を配備する。
ハ センター設置は自販連の任意性を尊重する。
以上会談でなまつの大要とするも、センター設置に
伴う具体的内容、及びセンター設置に至るまでの諸件
の事案の解決が早急を要す。

イ 風俗営業関係書類にスタンプ使用により、にせ行
政書士対策を立てよ。

回答
イは、監察部にて対策検討中(監察部連絡事項)
意見(18)兵庫会(北条氏)
イ 消防関係業務を取り上げて指導せよ。又、会員は
足を運んで努力すべきだ。

回答
イは、目下調査中で資料検討次第逐次指導の方針で
ある。
意見(19)大阪会(近藤氏)
イ 地方本部を指導せよ。又本日の要望事項に従い実
施せよ。

回答
イは、各地方本部毎の要望に基づき指導してゆきたい。
又本日の要望意見は尊重して前進善処したい。

意見(20)大分会(首藤氏)
イ 官公署の過剰サービス排除方を期せよ。

回答
イの件に関する判決例、通達等を調査して流したい。
要望(21)沖縄会
イ 自動車登録検査関係用紙を自販連より購入してい
るが連合会で買える様にして欲しい。

回答
イの件は、連合会本部に連絡あればあつせんするし、
又愛知会、田中義男氏に連絡の上入手された。

(執行部) ②青木担当副会長要旨次のとおり
1 各位の要望に応える様努力する。
2 専門家を本部委員として全国指導を確立する。
3 執行部は丸ごと努力する。
4 きめ細かい調査に立つて、時代におくれな様研
究と先手を打ってゆきたい。

5 要望事項は文書で提出して欲しい。
(執行部) ③植村業務指導部長要旨次のとおり。

会務報告

◎部長会議

とき 昭和47・10・16
ところ 於本会事務局
出席者 藤山会長、星、白坂副会長、成田、大淵
(代理) 長谷川、各部長

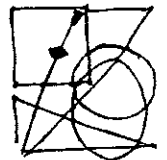
1 協議事項

(1) 昭和47年度収支予算執行状況について
(2) 昭和48年度収支予算について
(3) 各部の事業推進について
(4) 理事会、支部長会に提案すべき案件につい
て

(5) その他
以上のことについて協議した。

◎会議予定

一、理事会 11月12日 於札幌市都市会館
二、支部長会議 11月13日 於札幌市都市会館
三、日行連単位会 11月5日 会長会



各部のうごき

◎交通専門委員会

とき 昭和47年10月10日
ところ 当会事務所

出席者 藤山会長、黒島部長、大淵副部長、木川
委員長、本村委員

協議事項

- 1 交通事故問題研究会準備打合せについて
 - 2 その他
- 11月11日12日に札幌市で開催する交通事故問題研究会当日の諸準備について細部の打合せをした。

各支部のうごき

○小樽支部研修会

- 1 日時場所 10月14日 於小樽警察署
- 2 研修科目 風俗、衛生
- 3 講師 小樽警察署 安藤警部補



り、生前先生の良き補助者であつたお嬢さんも後任者とともに経営してゆくことになったそうです。
先生安堵して安らかに眠られよ。

ながれ

網走支部長 佐藤 三千三

流れとは、水という物体が物理的現象によって高所より低所へ移動する状態をいうのであるが、これを、「時代の流れ」とか「思想の推移」などのように、状態のうつり変りを表現する言葉に用いられているが、その流れの速度は時代によって大きく異なるのが常である。昔は十年ひとむかしと言ったものだが、現在はその流れの速度が急速化し、文字どおり日進月歩である。小売商店の例を見て、一時スーパー形式全盛時代はもう時代おくれであり、レジャー産業にしても又然り。パチンコ屋は影をひそめボーリング王国を謳歌したのも、わずか数年の倅い運命となりつつあり、映画事業、交通事業にしてもその例外ではない。今回の国鉄の監査結果を見ても累積赤字が「兆円」になることは時間の問題と言われている。

このような時代に行政書士を含む所謂類似資格のみが安泰であろう筈がない。

即ち戦前の代書時代から行政書士、司法書士、更に税理士、土地家屋調査士、近くは社会保険労務士が生れ、またまた、交通事故専門士が出現するかのような状態にある。このようなときに「流れ」に逆行することとは愚の骨頂である。

即ち流れに竿さし常に時代の先端を行くことこそ賢明といわざるを得ない。

行政書士法制定以来二十余年の半歩時代に終止符をうち、新しい出発点に立ったとき、行政書士会に業務研修部とその手足とでも言うべき専門委員会の構成はまことに時宜を得た快挙であり、会長以下担当役員、特に業務研修部長黒島先生に心から敬意を表するとともに、今後ともご健康にご留意せられ益々御健闘され

【随筆】

業務発展に

ついでにの思考

星 享 克



今日の時代は、あらゆる分野が多様化し、複雑多岐にわたる条件が、充足されなければならなくなり、我々の業務内容もその結果として、経営の合理化をしなければならぬ現状にあると思います。

経営の近代化、合理化を図っていくには、之に熱意を抱く有志グループの活動に、多くを期待しなければならぬと思ひますが、この活動は、各グループの共通の発展、ひいては個々の会員とそのグループの発展につながるもので、根源は愛情から発足しなければならぬと思ひます。このことは共同社会の一環としての、地についた活動を展開、発展させなければならぬ。そして日常業務を通して、経営活動を繰返す、その業務の中に、経営の方向を具体的に定めることが必要と考えます。ここが前進か非前進かの別れ目であり、さらには目標実現の為に、組織を通じてその運営の在り方を十分に検討し、相互に納得することが大切でしょう。

そうすることによって、各グループのメンバーは各地のブロックに戻り、そのブロック活動の中心的存在となり、成果を上げることになると考えます。

今や北海道行政書士会は特殊法人になり、時代の前進に伴う業務が出ていますが、会の発展のためには、会員によるPR、会員の共同意識を喚起することが必要で、リーダーの企画力、実行力もさることながら、若さと熱意に燃える有志の出現を切に期待するものであります。

ますようお祈りします。

まことに失礼な表現で恐縮ではありますが、行政書士会を一個の人間に例えらば、その頭ともいえる中枢機関は前述の業務研修部は出来上がり活動を開始したが、残念なことに身体の一部に現代の進歩した医学をもってしても救うことが出来ない重大疾患のあることに気がついたことは私一人であつてはならない。即ち激変する時代について行けない老化（年令の意でない）した書士が相当数ある。

これ等の疾患は医師の治療に頼らず、自からの旺盛なる意欲、換言するなれば業務研修等によって行政書士業務の発展は期待することが出来ることを銘記すべきである。

重ねて声を大にして言う「時代の流れは極めて急速度で変つて行く」一日一刻たりとて気をゆるめてはならない。

業務研修部構成の所以はここににあるのである。

中国の印象

元水泳選手 橋爪 四郎

水泳指導に中国へ行って感心したことは、まず市街の清潔さでゴミもなくハエもいないこと。広州でタバコの火をつけマッチの軸をうっかり捨てたところ、七歳位の子供がそれを拾ってゴミ箱へ入れた。私はすっかり赤面してしまった。次に広州のホテルのこと。

三二―三三度の暑さなのに冷房がない。寝つかれないので散歩に出ようと思ひ、フロントに鍵を請求したところ、中国には泥棒はいないからといって渡してくれない。そのまま外出して帰ってきたら室はきれいに掃除され、机の上に置き忘れた財布もそのままであった。またバスに乗っている時、途中で小用が足しくなくなった。野外の誰もいない道なので運転手に頼んだが、あと五分で休憩所につくから待て、立小便はいかん、といわれた。休憩所に着いたが便所は一つ、皆順番を待って並んでいる。この間、タバコもうっかりすえない

故芳賀二三先生を

偲んで

札幌支部 高田 敏一

時は今、北海道の山々は紅葉し十月一日に社/北海道社務士会札幌支部主催のレクリエーションで洞爺湖温泉に一泊宿りで行ってきたが、このような催物には必ずと云つてもよい位必ず出席していた芳賀先生の姿が見えないので白坂先生に尋ねたところ、九月二十九日に某宴会場で懇談中、急に倒れてそのまま意識不明となり目下入院中とのこと、あの体格の恰幅のよい先生がと驚いた。お見舞に参上しようと思つていた矢先に十月五日朝六十一歳を一期としてこと世を去りました。明治四十四年十月十日生ということなのであと五日間位で六十一回目の誕生日を迎えるところだったのに、六日夜の通夜にご焼香のため自宅所在の野幌天徳寺に参り祭壇に飾りし遺影を拝したとき、あの黒きまのようなお、らかな顔立ち、眼鏡の奥よりニコニコとしてこちらを見つめている目、ありし日の先生を想い出し胸のつまるを憶えました。

先生は前期の札幌支部役員でもあつて大いに活躍をしておられました。宴会などのときは、宴酣となるとよく「知床慕情」を唄い明るいムードを盛り上げていました。余程知床に愛着を感じたことか、今年五月頃知床半島の観光に行ってきたそうです。

山登りに趣味をもち道内の各山はほとんど征服したと自慢しておりこの十月にも十勝岳に登る計画をしていたそうです。不慮から高血圧症であつたのに山登りのような過激な運動が命を縮めた原因でないかと葬儀委員長はそう申しておりました。

俗に「五十、六十は鼻たれ小僧」とか、顔の艶も若々しくとも六十代とは見えなかった先生これから会の発展にも大いに活躍してもらいたかつた期待の先生はもうこの世にはいない。

先生の築いてきた事務所の方は引継の後任者も決ま

程周囲は清掃されていた。知育、体育とともに徳育を徹底して教えているからであらう。

北京の体育学校（日本の大学）に十一歳の子供が解剖学や生理学を学んでいた。才能があればどんな進歩できる制度である。学生はすべて寄宿生で、野菜なども自分で作り、自分で料理し、設備配管工事なども自分たちでやっている。

現在の日本では一億の人口に対し二〇万人の水泳人口があるが、中国は七億の人口で一億五千万の水泳人口を持っている。現在は技術的に日本のはうが高水準であるが、一九七〇年春頃泳ぎはじめて既に百五三秒台の人が数人現われているのは注目し値する。

中国ではスポーツと生活が一体となっている。工場地帯は風下に、住宅街は風上に定められ、日本のような娯楽設備はなく、八時間労働の後には、ピンポン、サッカー、体操、と自分の好みスポーツを楽しむ。私利私欲を持たず、奉仕の精神に徹した中国の姿を見た。

（ロータリーの友第六号より転載）

法令用語の知識(3)

ただし書(但書)について

法令用語においては、一つの条、項又は号の中で主文章（これを本文と呼ぶ）の後に続く後段の規定が「ただし」という字句で始まっている規定をただし書と呼ぶ。

ただし書は、主文章に対する除外例とか、制限的又は例外的条件を規定するのが通例であり、この場合は、「……する場合を除く外」というのとほぼ同じ意味になるが、場合により例外的又は制限の場合についての説明的、数えん的、附加的規定がただし書として用いられる場合もある。また、他の法令の規定を準用した場合の読替規定をただし書で規定する場合もあるが、現在の法文用例では、この読替規定は「ただし」でなく、「この場合において」という字句ではじめるのが通例である。

会員のうごき

昭和47年10月23日現在

月日	事由	支部	会員番号	氏名	住所	電話
9. 1	入会	十勝	1,411	坂下 尊	帯広市大通南10丁目14番地	01552(3)5736
4	"	室蘭	1,412	越前 和香子	苫小牧市旭町1丁目3番7号	01442(2)2332
"	"	釧路	1,413	白鳥 勇太郎	白糠町栄本町	01547(2)2641
"	"	札幌	1,414	今井 宣史	恵庭市京町11番地	
7	"	札幌	1,415	木幡 忠男	札幌市東区北24条東1丁目304 札幌地方自動車整備振興会	011(751)1411
8	"	札幌	1,416	池田 吉和	千歳市末広町中区2丁目10の1	01232(3)5875
16	"	函館	1,417	鶴 克己	上磯郡上磯町字飯生町27	01387(3)3097
20	"	網走	1,418	村上 健吾	斜里郡斜里町港町17番地	01522(3)2832
25	"	釧路	1,419	坂上 洋治	釧路市材木町3番23号	0154(41)6079
10. 1	"	札幌	1,420	滝川 一夫	札幌市中央区北4条東2丁目	自宅011(791)3387
"	"	札幌	1,421	葛西 一	札幌市白石区平和通12丁目南14	011(871)9896
"	"	札幌	1,422	柴田 榮三	札幌市西区琴似町発寒845	011(661)1959
6	"	釧路	1,423	斎藤 順治	釧路市春採97番地	0154(41)6955
12	"	札幌	1,424	柏原 純一	札幌市北区北24条西4丁目22	011(721)8040
9. 2	退会	十勝	389	増子 与太郎	広尾郡東本通28番地	01558-113
6	(死亡)	空知	166	名古屋 孝作	夕張郡鹿の谷1丁目16番地	
12	"	網走	1,004	伊藤 裕教	北見市小泉133-226	
13	"	十勝	314	田口 千代治	中川郡池田町字旭町20番地	01557(2)2360
16	"	札幌	1,210	伊藤 敏之	札幌市東区北30条東5丁目783	011(731)3438
30	"	札幌	1,053	仙座 充	札幌市豊平区真栄81番地	011(881)2507
10. 5	(死亡)	札幌	867	芳賀 一三	札幌市白石区本通621番地	011(871)2870
12	"	十勝	1,281	佐藤 兼造	帯広市東6条南6丁目2番地	01552(3)9305
9. 1	住所変更	釧路	894	徳永 滋男	釧路市北大通13丁目1番地	0154(23)2358
9	"	釧路	817	宗田 新一	札幌市中央区大通西19丁目2	
11	"	空知	1,364	佐々木 守夫	札幌市西区手稲西野127の79	011(661)9595
13	"	釧路	1,220	中村 清	釧路市鶴ヶ岱3丁目5番19号	0154(41)1918
18	"	釧路	1,075	郡司掛 広	釧路市春採142番地	0154(41)3410
26	"	札幌	1,268	小川 正男	札幌市中央区双子山町509番地	011(551)1407
28	"	札幌	473	酒井 幸三	恵庭市京町11番地	
"	"	札幌	1,392	平沢 清一	札幌市中央区南8条西4丁目 8条ビル	自宅011(852)0625
10. 3	"	札幌	1,410	川瀬 豊秋	札幌市中央区南1条西7丁目 宝来ビル	
9	"	函館	1,156	原 隆俊	函館市中島町18番17号	
12	"	函館	1,019	佐藤 太郎	函館市川原町19番20号 函館自動車学校	0138(51)3235
18	"	札幌	706	佐々木 恒	札幌市北区北24条西17丁目	

空知支部	名古屋 孝作	47. 8. 23	逝去
札幌支部	芳賀 一三	47. 10. 5	逝去

謹んで御冥福をお祈りいたします。

訂正お詫び

第65号会報「会員のうごき」で(十勝)佐々木行雄(札幌)山本清(札幌)太田兼太郎(札幌)松本要一(網走)三浦武雄(札幌)原田園知、移動の事由がミスプリントで退会のお知らせになっておりますが、住所変更ですので謹んでお詫びいたします。